

「公印省略」

2 飯行財産第 号  
令和 2 年 9 月 日

各課（かい）長 様

財産活用課長 安 武 一 彦

新型コロナウイルス感染症対策に係る催物の開催制限の緩和に伴う  
公の施設の使用料等の減免の取扱いについて(通知)

令和 2 年 9 月 14 日付け 2 保総第 1781 号福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部長通知「新型コロナウイルス感染症対策に係る 9 月 19 日以降における催物の開催制限等について」において、国・県のイベント開催制限の緩和に係る方針が周知されたところです。

本市においては、飯塚市規則第 42 号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う飯塚市公の施設の使用料等の減免の基準等の特例を定める規則」を令和 2 年 8 月 26 日に施行し、感染症の拡大防止に資する公の施設の利用に対する使用料等の減免を行っております。

上記通知を受け、当該減免の取扱いにつきましては下記のとおりといたしますので、留意いただきますようお願いいたします。

記

1 使用料等の減免について

国・県が示す方針では、一定の条件下のもと当面 11 月末まで施設利用制限を緩和することとされているが、今後、インフルエンザの流行期を迎え、新型コロナウイルス感染症との同時流行が懸念されることから、引き続き本市としての感染症拡大防止対策を講じることとし、当分の間は使用料等の減免措置を継続する。

2 規則の適用期間の見直しについて

今後、感染症の拡大状況が改善し、国・県が改めて緩和方針を示した場合に検討する。